

## 地域生活支援拠点等事業とは

障がい者の重度化・高齢化や『親亡き後』を見据え、関係機関が協力して、障がいのある方やその家族の生活を地域全体で支えるための事業です。

ご家族の病気や事故など「もしも」の事態に備える他、住み慣れた地域で安心して暮らすためのお手伝いをいたします。

地域生活支援拠点等は  
5つの機能を柱としています。

1 相談

2 緊急時の受け入れ・対応

3 体験の機会・場

4 専門的人材の確保・養成

5 地域の体制づくり

## センター概要

直鞍地区 障がい者基幹相談支援センター かのん

〒822-0026 直方市津田町7-20

お気軽にお問い合わせください

TEL.0949-24-1551 (FAX.0949-24-1552)



◀ ホームページは左記QRコードより  
ご覧いただけます。

## 相談・利用申請窓口

直方市

直方市役所 子育て・障がい支援課

住所：直方市殿町7-1

電話：0949-25-2139 FAX：0949-25-2135

宮若市

宮若市役所 子育て福祉課

住所：宮若市宮田29-1

電話：0949-32-0541 FAX：0949-32-9430

鞍手町

鞍手町役場 福祉人権課

住所：鞍手町大字中山3705

電話：0949-42-2111 FAX：0949-42-5693

小竹町

小竹町役場 福祉課

住所：小竹町大字勝野3167-1

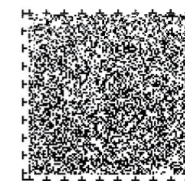
電話：0949-62-1219 FAX：0949-62-1140



はじめました  
地域生活支援拠点等事業を  
安心した生活を支える  
障がいのある方の



ちやくあん ちく しょう しゃ  
直鞍地区 障がい者  
き かんそうだん し えん  
基幹相談支援センターかのん



音声コード Uni-Voice